

# つなぎ応援商品券

全町民に商品券1万円配布!

65歳以上はさらに1万円配布!

この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 / 重点支援地方交付金」を活用し、家計負担の軽減と地域経済に対する支援を目的としています。



## 有効期間

令和8年6月1日(月)～8月31日(月)

## 配布対象者

令和8年4月1日現在で津奈木町の住民基本台帳に登録されている人

## 利用可能店舗

広報つなぎ6月号などで公表予定

## 配布金額

金額	使用できないもの(例)
1万円 1枚1,000円×10枚×1冊	・ビール券、切手、たばこ(電子たばこ) ・国税、地方税や使用料などの公租公課

## 配布方法

6/1(月)～26(金)にかけて世帯主あてに郵送【不在票が届いた世帯】  
7/4(土)までに再配達を依頼か不在票を持って水俣郵便局へ【7/7(火)以降】  
本人確認書類(免許証など)を持って政策企画課へ

## つなぎ応援商品券の取り扱い事業者を募集します

### <応募資格>

- ・町内で事業を営んでいる事業者または町商工会員
- ・町内に住所を有し水俣芦北管内で事業を営む事業主

### <申込期限>

5/15(金)

※申込期間後も受付しますが、広報紙には掲載されません。町ホームページなどで広報いたします。

### <申込方法>

町ホームページか政策企画課備え付けの「つなぎ応援商品券特定事業者登録申請書」を提出。または右二次元コードから電子申請してください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



政策企画課 ☎78-3114

## 危険ブロック塀の撤去、住宅の耐震化を支援します

建設課管理班 ☎78-3100 (内231)

### 津奈木町危険ブロック塀等安全確保支援事業

ブロック塀は地震時に倒壊や落下など人命を脅かす可能性があります。このため、所有者の責任で適切に管理する必要があります。本町では、地震発生時の危険ブロック塀などによる人身事故の防止と避難経路の確保を図るため、危険ブロック塀などの撤去を行う人に、費用の一部を補助します。

▶**申込期限** 10月30日(金) ※予算の上限に達したときは、受付を締め切ることがあります。

### 補助事業の対象となるブロック塀

次の全ての条件を満たすブロック塀、石積塀、レンガ塀など

1. 避難路(国道、県道、町道、通学路など)に面しているもの
2. 道路面からの高さが80cm以上のもの
3. 塀自体の高さが60cm以上のもの
4. 傾き・ひび割れ・ぐらつきなどが基準を満たしていないもの

### ■補助事業の概要

区分	概要
補助対象経費	危険なブロック塀などを撤去する工事 撤去工事に要する費用
補助率	3分の2以内
補助限度額	20万円または撤去するブロック塀の長さ1mあたり12,000円

### 津奈木町戸建て木造住宅耐震改修等事業

本町では、戸建て木造住宅の耐震化を促進しています。地震発生時における建築物の被害軽減を図り、町民の生命・身体・財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりに取り組むため、戸建て木造住宅の耐震対策費用の一部を負担します。

▶**申込期限** 10月30日(金) ※予算の上限に達したときは、受付を締め切ることがあります。

### ▶補助共通条件

- ・戸建ての木造住宅で、階数が3階以下のもの
- ・住宅所有者が居住していること
- ・在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築されたもの
- ・平成12年5月31日以前に着工したもの
- ・申請者に町税などの滞納がないこと

※主な条件の抜粋です。その他の条件など詳しくはお問い合わせください。

### ■補助メニュー一覧

区分	要件	補助率	限度額
耐震診断	平成12年5月31日以前に着工したもの	10分の9以内	15.8万円
【旧耐震・高齢者枠】 耐震改修・建替え (設計・工事を一括で実施)	①昭和56年5月31日までに着工した住宅で高齢者など(※)が住んでいる住宅 ②耐震診断の上部構造評点が1.0未満	10分の9以内	157.5万円
【一般枠】 耐震改修・建替え (設計・工事を一括で実施)	①昭和56年6月1日～平成12年5月31日までに着工した住宅 ②耐震診断の上部構造評点が1.0未満	60分の53以内	132.5万円

※ 高齢者などとは高齢者(65歳以上)、町民税非課税世帯、障がいのある人など